公園用地をお貸しください。

現在、川口市では公園の整備について、用地確保の方法のひとつとして土地所有者の皆様のご協力をいただき、無償で土地をお借りして公園を開設する借地公園制度を実施しております。

子供の遊び場として市が借用させていただくことが可能となる条件は次のとおりです。詳細につきましては公園課までお問い合わせください。

⑴周辺に、公園、子供の遊び場等が無いこと。

⑵周辺に住居が多く、利用度が高いことが認められること。

⑶公道に接しており、容易に出入りすることが可能であること。

⑷遊具等を設置することが可能な面積を有すること。

⑸法面等の傾斜地でなく、その大半において平らであり、また、更地であること。

⑹雨水が隣接地に流出する等の問題が無いこと。

⑺隣接地所有者や居住者から、公園として使用することに了解を得られること。

⑻１０年以上の借地が可能であるもの。

⑼土地の権利について、所有権以外の権利が設定されていないこと。

⑽整地されているなど公園として利用することに支障が無いこと。

※なお、近隣の公園の設置状況や財政状況により、お受けできない場合がございます。

【土地所有者への優遇措置】

当該土地の固定資産税・都市計画税が、地方税法に基づき非課税となります。

【お問い合わせ先】川口市　建設部公園課　　ＴＥＬ　048-242-6337（直通）